

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号

改正 平成 31 年 3 月 22 日付け 国自技第 256 号、国自整第 305 号

新	旧
自動車検査業務等実施要領	自動車検査業務等実施要領
目次 （略）	目次 （略）
第 1 章 総則（略）	第 1 章 総則（略）
第 2 章 職権による打刻等（略）	第 2 章 職権による打刻等（略）
2-1～2-5 （略）	2-1～2-5 （略）
2-6（職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印の管理等）	2-6（職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印の管理等）
2-6-1～2-6-3 （略）	2-6-1～2-6-3 （略）
<u>2-6-4 職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式は、職権による打刻を行う自動車の 2-5(2)又は(3)（以下、「シリアル番号等」という。）に定める事項と関連付けるものとする。</u> <u>関連付けた職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を記載した書面（以下、「打刻指示書」という。）を作成すること。</u> <u>この際、予め自動車検査情報システム内の職権打刻台帳に、職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を入力した場合にあっては、職権打刻台帳から打刻指示書を出力できるものとする。</u>	（新設）
<u>2-6-5 職権による打刻に係る作業を行う者（以下、「打刻実施作業員」という。）は、以下の事項により職権による打刻に係る作業を行うものとする。</u> <u>(1) 職権による打刻に使用する職権打刻プレート及びセキュリティラベルの枚数又は刻印は、打刻指示書の記載事項と同一であることを確認して保管場所より持ち出すものとする。</u> <u>(2) (1)により使用しない職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印は、保管場所から持ち出さないものとする。</u>	（新設）

- (3) 同時に複数の自動車に職権による打刻を行う場合にあっては、職権による打刻に使用する職権打刻プレート、セキュリティラベル及び打刻指示書が混在することがないように1台毎に管理するものとする。
- (4) 打刻作業実施場所への職権による打刻に使用する職権打刻プレート及びセキュリティラベル又は刻印の運搬は、第三者には行わせないものとする。
- (5) 職権による打刻作業を開始する前に、打刻指示書に記載されたシリアル番号等及び職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式と、自動車に表示されているシリアル番号等及び職権による打刻に使用する職権打刻プレートの内容又は刻印が同一であることを確認する。
- なお、同時に複数の自動車に職権による打刻を行う場合にあっては、それぞれの職権による打刻作業開始前に確認作業を行うこととし、同時に複数の自動車の確認作業は行わないこととする。
- (6) 職権による打刻に使用する職権打刻プレート、セキュリティラベル、刻印、打刻指示書及び職権による打刻に必要な工具等は、盗難、紛失等が発生することのないよう管理のうえ作業することとし、職権による打刻が終了した際は置き忘れがないことを確認するものとする。
- (7) 職権による打刻を刻印で行った場合にあっては、打刻作業終了後速やかに刻印を保管場所へ戻すものとする。

2-7（職権打刻作業依頼）

職権による打刻又は塗まつにあたり、必要と認めた場合においては、自動車機構等に対し職権打刻作業依頼を行うことができるものとする。

なお、職権打刻作業を依頼した場合にあっては自動車機構等の打刻作業実施者に対して、2-6-5(3)から(6)の事項を厳守させるものとし、職権による打刻で使用した刻印は打刻作業終了後速やかに刻印を返却させるものとする。

第3章 自動車の検査（事務関係）

3-1～3-3 （略）

3-4（検査証等の記載事項等）

3-4-1～3-4-11 （略）

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)～(8) （略）

2-7（職権打刻作業依頼）

職権による打刻又は塗まつにあたり、必要と認めた場合においては、自動車機構等に対し職権打刻作業依頼を行うことができるものとする。

第3章 自動車の検査（事務関係）

3-1～3-3 （略）

3-4（検査証等の記載事項等）

3-4-1～3-4-11 （略）

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)～(8) （略）

- (9) 保安基準第2条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物（以下単に「幅広貨物」という。）を輸送することに関する基準緩和認定（以下「幅広貨物基準緩和認定」）を受けたものについては、最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を記載するものとし、次の例により記載する。

（例）

		<u>車体の形状</u>	
		<u>セミトレーラ</u>	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>
<u>二人</u>	<u>40000 kg</u>	<u>9850 kg</u>	<u>49850 kg</u>

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

- (10) 保安基準第2条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、脱着式スタンションを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンションを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ記載する。

② 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

（例）

		<u>車体の形状</u>	
		<u>セミトレーラ</u>	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>
<u>一人</u>	<u>26000 [40000] kg</u>	<u>9990 kg</u>	<u>35990 [49990] kg</u>

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンションを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(11) (9)から移動

(9) 新設(11)に移動

(10) 新設(12)に移動

(11) 新設(13)に移動

- (12) (10)から移動
(13) (11)から移動

3-4-13~3-4-14 (略)

3-4-15 附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により記載するものとする。

(1) (略)

(2) 車体の形状が「ドリー付トレーラ」（ドリー付バントレーラ及び3-4-10 注2においてドリー付〇〇トレーラと付記したものを含む。）となる自動車の検査証等の記載事項等については、次の例により記載する。

(例)

		<u>車体の形状</u>					
		<u>ドリー付トレーラ</u>					
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>		<u>車両総重量</u>			
	<u>[12700]</u>	<u>[7200]</u>		<u>[19900]</u>			
<u>一人</u>	<u>12700 kg</u>	<u>9300 kg</u>		<u>22000 kg</u>			
<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>高さ</u>	<u>前前軸重</u>	<u>前後軸重</u>	<u>後前軸重</u>	<u>後後軸重</u>	
<u>[1045]</u>	<u>[249]</u>	<u>[321]</u>					
<u>1196cm</u>	<u>249cm</u>	<u>321cm</u>	<u>3680kg</u>	<u>—kg</u>	<u>2810kg</u>	<u>2810kg</u>	

備考

脱着装置、*第五輪荷重*4, 980kg以上のものとする。
括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後前軸重2850kg、後後軸重2850kg

3-4-16 (略)

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) (略)

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記載する。

3-4-18 (略)

- (新設)
(新設)

3-4-13~3-4-14 (略)

3-4-15 新設(1)に移動

(新設)

(新設)

3-4-16 (略)

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) (略)

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

3-4-18 (略)

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。
また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。

- (1) (略)
- (2) 3-4-15(2)の自動車にあっては以下の例により備考欄に記載するものとする。
- (例)

<u>備考</u>
<u>括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後後軸重 5 1 5 0 k g</u>
<u>車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重 2 8 5 0 k g、後後軸重 2 8 5 0 k g</u>

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. ～37. (略)		
38. 保安基準第 2 条第 1 項 括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるもの <u>(幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。)</u>	(略)	(略)
39. 保安基準第 2 条第 1 項 括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるもの <u>(幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。)</u>	(略)	(略)
以下 (略)		

3-4-21 (略)

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。
また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。

- (1) (略)
- (新設)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. ～37. (略)		
38. 保安基準第 2 条第 1 項 括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるもの	(略)	(略)
39. 保安基準第 2 条第 1 項 括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるもの	(略)	(略)
以下 (略)		

3-4-21 (略)

3-4-21 の 2 (略)

$m \sim S_V$ (略)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s^2)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS : 牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例) (略)

3-4-22~3-15 (略)

第 4 章~第 6 章 (略)

別表第 1 ~第 2 号様式 (略)

3-4-21 の 2 (略)

$m \sim S_V$ (略)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s^2)

ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS : 牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)

ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例) (略)

3-4-22~3-15 (略)

第 4 章~第 6 章 (略)

別表第 1 ~第 2 号様式 (略)

第3号様式

(新)

自動車検査票2

(様式2)

注一、※印欄は該当事項を○印で囲むこと。但し、車体の形状欄については、該当事項以外のものは記入すること。

初度登録年月		車名		型式		車台番号		原動機の型式		ホイールベース (W)				前輪荷重割合	
										ホイールベース (計算上)		cm			
自動車の種別		用途		自家用、事業用の別		車体の形状				オーバーハング		※ $\leq \frac{1}{2}W - \frac{11}{20}W - \frac{2}{3}W$		%	
※ 普通、小型、 大型特殊		※ 貨物、乗用、乗合、特種用途、 貸渡、幼児専用、建設機械		※ 自家用 事業用		※ キャブオーバ、箱型、バン、 ステーションワゴン、オートバイ				同上(荷台内側) (c)		cm		最大安定傾斜角度	
荷重分布		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		オフセット (e = a / 2 - c)		cm		左 右	
前輪															
後輪															
計		人		kg		kg		kg							
車両寸法		長さ		巾		高さ		燃料の種類		(備考欄記載事項 ※ 有・無)					
		cm		cm		cm		※ ガソリン、軽油、 LPG、メタノール、 CNG、電気、 その他							
荷台客室寸法		(a) cm		cm		cm		総排気量 又は定格出力		審査結果通知書					
								※		審査結果通知欄					
タイヤサイズ				許容荷重				リットル KW		適合					
				タイヤ	軸重	GVW									
(前)		— —						車体の塗色		不適合					
(後)		— —						※ 赤、橙、茶、黄、 緑、青、紫、白、 灰、黒		審査中断					
確認印										再入場確認印		①		②	
改造自動車等の通知 文書番号及び年月日		—		年 月 日		号									

第3号様式

(旧)

自動車検査票2

(様式2)

注一、※印欄は該当事項を○印で囲むこと。但し、車体の形状欄については、該当事項以外のものは記入すること。

初度登録年月		車名		型式		車台番号		原動機の型式		ホイールベース (W)				前輪荷重割合			
										ホイールベース (計算上)		cm					
自動車の種別		用途		自家用、事業用の別		車体の形状				オーバーハング		※ $\leq \frac{1}{2}W - \frac{11}{20}W - \frac{2}{3}W$		%			
※ 普通、小型、 大型特殊		※ 貨物、乗用、乗合、特種用途、 貸渡、幼児専用、建設機械		※ 自家用 事業用		※ キャブオーバ、箱型、バン、 ステーションワゴン、オートバイ				同上(荷台内側) (c)		cm		最大安定傾斜角度			
荷重分布		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		オフセット (e = a / 2 - c)		cm		左 右			
前輪																	
後輪																	
計		人		kg		kg		kg									
車両寸法		長さ		巾		高さ		燃料の種類		(備考欄記載事項 ※ 有・無)							
		cm		cm		cm		※ ガソリン、軽油、 LPG、メタノール、 CNG、電気、 その他									
荷台客室寸法		(a) cm		cm		cm		総排気量 又は定格出力		審査結果通知書							
								※		審査結果通知欄							
タイヤサイズ				許容荷重				リットル KW		適合							
				タイヤ		軸重		GVW									
(前)										車体の塗色		不適合					
										※ 赤、橙、茶、黄、 緑、青、紫、白、 灰、黒							
(後)												審査中断					
										確認印							
改造自動車等の通知 文書番号及び年月日		平成		年		月		日		号		再入場確認印		①		②	

新	旧
第 4 号様式～別添 2（略） <u>附 則 （平成 31 年 3 月 22 日 国自技第 256 号、国自整第 305 号）</u> <u>本改正規定は、平成 31 年 3 月 22 日から適用する。</u> <u>この改正要領の適用の際、現にあるこの要領による改正前の様式 2 の検査票は、この要領による改正後の様式に関わらず、当分の間、なおこれを使用することができる。</u>	第 4 号様式～別添 2（略）